

「安全衛生推進者養成講習」受講のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会西部支部

常時使用する労働者数が10人以上50人未満の一定業種の事業場における事業者は、「安全衛生推進者」または「衛生推進者」(以下「安全衛生推進者等」という。)を選任しなければなりません。

安全衛生推進者の役割は、労働者の危険や健康障害の防止措置、安全衛生教育の実施、健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置、労働災害の原因調査及び再発防止対策、これらに関する業務を事業主の指揮により担当することとなります(※「衛生推進者」は労働衛生に関することのみ)(労働安全衛生法第12条の2)。

また、「安全衛生推進者等」の選任は、都道府県労働局長の登録を受けた者が主催する講習を修了した者(安全衛生推進者養成講習)または、当該業務担当に必要な能力を有すると認められる者のうちから選任することとされています。(労働安全衛生規則第12条の3)(別紙「安全衛生推進者等について」参照)。

当支部では、下記により標記研修を開催いたしますので、この機会に多数受講していただきますようご案内いたします。

記

1. 日 時 令和6年8月6日(火) 9:00~17:00
8月7日(水) 9:00~12:00
(受付開始 両日とも8:30~)

2. 場 所 米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館

【受講者へ周知の程、よろしくお願いたします】

※車は、米子食品会館前に駐車してください。ただし、隣の建物『(株)スベック』さんの前の駐車はご遠慮ください。

※米子食品会館前駐車場が満車の場合は、近くの『デルパラ旗ヶ崎店』さんの屋外駐車場3階に駐車してください。

3. 受講料 15,000円(税込)(1人あたり)(テキスト代含む)(消費税率10% 内税1,363円)

4. 申込方法 別添申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX・E-mail又は、郵送にて当協会西部支部へお申し込みください。

※受講料を銀行振込みされる際は、下記へ振り込んでください。

【口座番号】 山陰合同銀行 米子支店 (普) 3699989
(一社) 鳥取県労働基準協会西部支部

※締切日以降に取消の申し出がありましても、受講料は返却できませんので
予めご了承ください。

※振込手数料は、貴社にてご負担をお願いいたします。

5. 申込期限 令和6年7月29日(月)

6. その他

- (1) 労働基準協会発行の特別教育等受講者記録（旧受講者証）をお持ちの事業所は、受講者に持参させ、受付の際に提出してください。
また、受講者には各人に受講者記録、修了証を交付します。
- (2) 受講者に当日の日程を周知させておいてください。
(受講者へ受講票は予め発行しませんので、開始時刻までに会場へお越しください。)
- (3) 生年月日の記入のお願いにつきましては、修了証再発行時、本人確認を行う際に利用するものであることを申し添えておきます。
- (4) サンダル、スリッパ等でのご来場はご遠慮ください。
- (5) 受講者の健康の確保や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、体調不良や発熱等の風邪症状がみられる場合は、受講を控えて頂くようお願いいたします。
なお、会場には、アルコール消毒を用意しておりますので、ご自由にご利用ください。

【講習会に関する問い合わせ先】

(一社) 鳥取県労働基準協会西部支部

登録番号 T5270005000526

TEL : 0859-34-5876

FAX : 0859-34-6877

【講習日程】

【8月6日（火）】

日時	科目	時間	担当講師
9:00～ 11:00	安全管理	2時間	安全管理者選任時研修講師 深田 一徳
11:00～ 14:00	危険性又は有害性等の調査及び その結果に基づき講ずる措置等	2時間	労働衛生コンサルタント 高野 雅弘
14:00～ 16:00	作業環境管理と作業管理	2時間	
16:00～ 17:00	健康の保持増進	1時間	

【8月7日（水）】

日時	科目	時間	担当講師
9:00～ 11:00	関係法令	2時間	安全管理者選任時研修講師 深田 一徳
11:00～ 12:00	安全衛生教育	1時間	

「安全衛生推進者養成講習」受講申込書

令和6年8月6日（火）・7日（水）開催

フリガナ 氏名	生 年 月 日
	昭・平 年 月 日
	昭・平 年 月 日
	昭・平 年 月 日
	昭・平 年 月 日

※特別教育修了証を交付しますので、氏名（フリガナ）・生年月日は正確にご記入ください。

受講者人数 名・受講料 計 円

※インボイス請求書の発行（希望する ・ 希望しない）
（メールでの対応を希望される場合は、下記アドレスへメールしてください。）

協会員（東 部・中 部・西 部） / 非協会員 （該当する方に○印をして下さい。）

上記のとおり申し込みます。

なお、受講料は別途（ 月 日）振込みます。
（ 月 日）協会へ持参します。

【口座番号】山陰合同銀行 米子支店 （普） 3 6 9 9 9 8 9
（一社）鳥取県労働基準協会西部支部

※受講料は、受講当日は受けません。
※振込手数料は、貴社にてご負担願います。

令和 年 月 日
〒 -

所在地
事業所名
担当者名

（TEL :)
（FAX :)

※必ず連絡がとれる電話番号（携帯電話等）をご記入願います。
（日程調整等連絡させていただく場合があります。）

（一社）鳥取県労働基準協会西部支部長 殿

【申込期限：令和6年7月29日（月）】

（一社）鳥取県労働基準協会西部支部
FAX 0859-34-6877

※お申し込みはメールでも E-mail:ro-kyoukaiseibu@almond.ocn.ne.jp

「安全衛生推進者等について」

1. 業種及び規模（労働安全衛生法第12条第2項関連）

選任	業種	規模
安全衛生推進者	林業、鉱業、建設業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	常時使用する 労働者が <u>10人以上</u> <u>50人未満</u>
衛生推進者	その他の業種 （上記に記載のない小売業、社会福祉施設、飲食店など）	

2. 当該業務の担当に必要な能力を有すると認められる者
（昭和63年9月5日労働省告示第80号）

- （1）大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上安全衛生の実務（衛生推進者にあつては衛生の実務）に従事した経験を有するもの
- （2）高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- （3）5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- （4）厚生労働省労働局長が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者